

介護高齢課長	松川保博	児童課長	鯖戸善弘
総合福祉センター 所長	伊藤薫	十四山総合福祉 センター所長	佐野隆
都市計画課長	竹川彰	商工労政課長	服部保巳
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
図書館長	伊藤秀泰		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤忠	書記	横山和久
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号 平成22年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第3号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第4 議案第4号 平成22年度弥富市老人保健特別会計予算
- 日程第5 議案第5号 平成22年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第6 議案第6号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第7 議案第7号 平成22年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第8号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第9号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第18号 弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第19号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第20号 弥富市職員等の旅費に関する条例及び弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第21号 弥富市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第22号 弥富市消防団条例の一部改正について
- 日程第15 議案第23号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第24号 弥富市保育の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第25号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第18 議案第26号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第19 議案第27号 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について

- 日程第20 議案第28号 市道の廃止について
- 日程第21 議案第29号 市道の認定について
- 日程第22 議案第30号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第23 議案第31号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第32号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第33号 平成21年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第34号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第35号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第36号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第37号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第38号 弥富市副市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第31 議案第39号 弥富市教育長の給与の特例に関する条例の制定について

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（黒宮喜四美君） おはようございます。

大変早朝から御苦労さまでございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、中山金一議員と堀岡敏喜議員を指名します。

議題に入ります前に、副市長から発言を求められておりますので、副市長。

副市長（大木博雄君） おはようございます。

実は議案の中で一部訂正をお願いする部分がございますので、ひとつよろしく願いをいたします。

議員の皆様にお配りしてあります平成22年度予算に関する説明書について、訂正が2カ所ございます。申しわけございませんが、お手元に配付してありますものに訂正をしていただきますようお願いをいたします。

箇所につきましては、一つは、議案第6号農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算の事項別明細書の206ページの地方債残高の調書の前年度末の訂正でございます。原因につきましては、20年の12月補正で21年度へ繰越明許の議決をいただきました農業集落排水事業費2,400万円の充当財源であります農業集落排水事業債660万円は、実際に借入れをしました21年度に計上しておりますが、誤って当初の20年度にも重複して計上をしておりますので、その分を20年度分から差し引き、訂正をお願いいたします。

もう一つは、議案第8号公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の事項別明細書の246ページの地方債現在高の調書の前年度末、21年度末及び当該年度末現在高の見込み額の訂正でございます。これにつきましては、21年度より公共下水道債の元金の償還が始まりましたが、その分が誤って差し引いてございませんでしたので、訂正方お願いをいたします。

本日は、現在のところはA4の紙面で訂正内容を配付させていただきましたが、後ほど本会議終了後、全協があると思いますが、それぞれの机の上に事項別明細書を置いていただければ、訂正箇所の張り直しをさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

おわびをして訂正をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~  
日程第2 議案第2号 平成22年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第3号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計予算

- 日程第4 議案第4号 平成22年度弥富市老人保健特別会計予算
- 日程第5 議案第5号 平成22年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第6 議案第6号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第7 議案第7号 平成22年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第8号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第9号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第18号 弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第19号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第20号 弥富市職員等の旅費に関する条例及び弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第21号 弥富市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第22号 弥富市消防団条例の一部改正について
- 日程第15 議案第23号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第24号 弥富市保育の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第25号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第18 議案第26号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第19 議案第27号 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について
- 日程第20 議案第28号 市道の廃止について
- 日程第21 議案第29号 市道の認定について
- 日程第22 議案第30号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第23 議案第31号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第32号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第33号 平成21年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第34号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第35号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第36号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第37号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第2、議案第2号から日程第29、議案第37号まで、以上28件を一括議題とします。

本案28件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず、佐藤博議員、お願いします。

6番（佐藤 博君） 本日、議案について説明等がございませんでしたので、議案を見る上から、また昨年度の決算の中から、詳細に事実関係を確認したいと思いますので、質問させていただきます。

4点について質問をいたします。

まず第1点目であります。予算に関する説明書の28ページ、衛生雑入、海部地区環境事務組合環境整備事業協力費として936万円が計上されております。決算書を見ても具体的に事業内容、用途がわかりませんので、具体的にこの予算内容、事業内容の詳細な説明をいただきたいということで質問をさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

この936万円につきましては、海部地区環境事務組合八穂センター、また上野センターの土地に係る固定資産税相当額でございます。これは、昭和63年11月5日、海部津島広域行政圏協議会での決定に基づいて定められた廃棄物処理施設等周辺対策基本要綱に協力費として定められております。その額は、土地の課税標準額の1,000分の14とし、固定資産税と同じ算定額でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） わかりました。全額この936万円は弥富市に納められる固定資産税と、こういう解釈でいいわけですか、わかりました。

続きまして、33ページの報償費、弁護士の謝礼90万円について質問したいと思います。

弁護士による相談日が広報で紹介されております。時代が時代であるために、市民が弁護士の指導によって法的知識を得て、問題解決を図るということは大変有意義なことだと私は思っております。具体的に、弁護士謝礼はどのような方式で支払われているのか。昨年度の相談・指導件数はどのくらいあったのか。訴訟事件等、弁護を依頼する場合は当然弁護士費用を支払わなければなりません。相談についての市民負担はあるのかどうか。それから、弥富市の顧問弁護士としての顧問料は幾ら支払われているのか。また、プライバシーの問題もあり、市民が直接弁護士事務所を訪れた場合、相談料や、また弁護士業務を依頼する場合、弁護士費用の減額割引、あるいは優遇策等はあるのかどうか、こうした点について質問をさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） まず弁護士の謝礼90万円につきましてはの内訳でございますが、90万円のうちの60万円は市の顧問料でございます。差し引きしました30万円が、訴訟事件に発展した場合に、依頼した場合の費用として30万円を計上させていただいております。

議員御指摘の、市民の方が法律相談する場合ということでございますが、これはあくまでも市の行政上の問題としての法律相談に対する費用でございまして、市民の方と弁護士の方で個別に決められることとなりますので、優遇があるという前提のものではございません。

あと、広報等で載っておる法律相談というのは、市民の方を対象にしてございまして、今の90万につきましてはそういう状況でございます。

また、昨年の相談件数ということでございましたが、10件の相談を今年度でしております。昨年度は13件、うち1件につきましては面談をしております。ただ、訴訟に発展したものはございませんので、顧問料の範疇での相談ということでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 60万円が顧問料と、30万円が市当局が相談をしなきゃいけない、あるいは指導を得なきゃいかんというような場合のものだということであります。そうすると、これは市民が直接相談をしたりするときに支払われるものとは関係がないと理解していいわけですか、市当局だけですか。

そうすると、こういうようなことで市当局が顧問料を支払っておるわけありますから、例えば、市民がそうした相談をしたいというような場合には、市民は個人的に相談料、今、大抵1件が5,000円ぐらいすると思うんですけども、そういう相談料、あるいはまた弁護を依頼する場合に市民が支払わなきゃならんのは、全然優遇策は考えられていないかどうか、その点をもう一度確認の意味でお尋ねしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） あくまでも、この弁護士料の謝礼につきましては市民を対象としていないものでありまして、優遇措置等に関しての、そこまで踏み込んだものは検討しておりません。ただ、議員のおっしゃられるように、市民に対しての相談窓口としましては、毎月1回、弁護士がお見えになるということで、これも広報でお示ししておりますので、そちらの方を御利用していただいた方がいいかと思えます。

これと関係ないのですが、先ほど言いました無料相談につきましては、社会福祉協議会の方で実施をしております。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 大体わかりました。

続いて、125ページの中学校費、英語指導業務委託料1,450万円についてであります。これはたしか外国人教師が3人ということであります。外国人教師の採用方法について、どのような方法で行われておるか。仲介業者ということになるのかと思えますけれども、この教師の資格審査とか、あるいは採用試験とか、こういうようなものが行われているのかどうか。また身分、あるいは保険等、こういうようなものの保障はどのようになっているのか、お尋

ねをしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（山田英夫君） 中学校における英語指導業務委託料1,450万円でございますが、これの教師の採用につきましては、業務委託を業者にしております。その関係で、平成12年から今年度に至るまで同じ業者でやってきたというのが現状でございます。そういった中でやってきておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

採用につきましては、業務委託でございますので、当然、委託先の業者がきちんと採用しておるといふふうに確信を持っております。

それから、身分とか保険につきましては、当然、業務委託をしておりますので、そちらの方の業者の方がきちんとやっておるといふふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 仲介の業者を通して全部業務委託をするという形でありますから、身分とか保険とか、こういうようなものについてはその業者が請け負っておると。この1,450万円というのは、たしか3人だと思いますけれども、3人の業務委託費だろうと思うわけがあります。

そこで、最近、よく聞くことでありますけれども、業者任せで委託をする場合に、果たしてその先生方が適格であるかどうか、こういうことが時々問題になるわけがあります。業者にすべて資格審査とか、あるいはまたその先生の適格性を任せてしまっておるといふことでありますから、今の説明によると。その先生が適格な先生であるかどうかということについての問題は今までに起こったことはないかどうか。

それから、これは恐らく1,450万円で、直接その外国人教師に支払われる額等は把握しておられるかどうか。仲介の派遣業者というところがかなりのリベートを取っておるんじゃないか、こういうようなことも事実関係としてあるわけではありますが、その点については十分な検討がされておるかどうか、質問したいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（山田英夫君） 先ほど申し上げましたように、この業務につきましては業者に委託をしております。当然、長年にわたり、その業者が外国人の方を採用して、実際に現場へ配置をしておるわけでございますが、そういった中におきまして、当然現場の方から、この外国人の先生はちょっと適格性に欠けるとか、そういったお話は今聞いておりませんので、非常に人柄もよくて、生徒や現場の先生からも信頼されておるといふふうに聞いております。

それから、当然、業務委託でございますので、本人に幾ら渡るかということまでは、うちの方は把握はしておりません。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 現実の問題としては、問題は起こっていないようでありませけれども、時々耳にするのは、この派遣されている先生の勤務体系の問題だとか、あるいは直接支払われる、要するに給与、こういうようなものについての不満を耳にすることがあるわけでありまして、やっぱり業者との関係だけで十分ということではないようにも思います。今後、こうした点についてはもう少しきちっと調査をする必要もありますし、市によってはこういう業者を通さなくて、直接その先生の資格審査もしたり、あるいはまた身分保障等もして、どちらが双方、双方というのは直接の先生、そしてまた受ける側の学校当局、あるいは市当局との、どちらが有効であるかということの今の比較も最近されておるところもあるようでございますので、慎重にこれはやっていただくように。特に、業者にすべて任すというのは問題が発生する可能性もありますので、十分配慮して、これからやっていただくようお願いしたいと思います。

続いて、247ページの後期高齢者医療特別会計についてであります。これも間もなく改正されるだろうと思っておりますけれども、対象者の中で、私も最高の50万円を納めておりますが、医療費は3割負担をせないかんということで、去年とことしではまさに50万ふえてしまったわけでありまして。これは恐らく後期高齢者の人たちはみんな異口同音に不満を持っておられる。そういうことから、近い将来改正されることになると思うんですが、現在の弥富市においては、最高保険料の50万円を納めておられる方は何%くらいおられるのか、また最低の保険料を納めている方はどのくらいおられるのか、平均の保険料はどのくらいになるのか、この点について計数的に教えていただきたいと、このように思います。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

平成21年度の本算定基準日、平成21年7月1日現在を報告させていただきます。

最高限度超過被保険者数は62人ということで、1.59%の方でございます。被保険者数を申し上げます。3,892人でございます。その中で、50万円の限度額を支払っていただいている方が62名お見えでございます。それで平均保険料額は8万3,303円でございます。

最低は、手元に今ございませんので、すぐに調べて報告させていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） きょうは質問でありますので、意見を述べることは差し控えるべきだと思いますけれども、この後期高齢者医療保険会計で最高額は1.59%と大変少ないわけでありまして、私はその中の一人だと思うと、大変たくさん払っておるんだなあと、こういうような感じがするわけでありまして。一日も早くこれは改正されることを要望しておきたいと思っております。

以上をもって終わります。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長が答弁します。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 申しわけございません。

最低でございますが、591人で14.8%お見えてございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） それでは次に安井光子議員、お願いします。

11番（安井光子君） 安井でございます。議案の質疑を2点について行わせていただきます。通告では3点出しておりますが、最後の1点につきましては取り下げまして、委員会で質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目でございます。予算説明書の70ページ、概要の17ページ、子ども手当の創設と扶養控除等の廃止、暮らしへの影響について、お尋ねをいたします。

民主党政権の目玉政策と言われる子ども手当、新年度から支給されることとなります。中学生以下の子供1人に月額2万6,000円を支給すると公約がなされておりましたが、2010年度は半額の1万3,000円、年額にしますと15万6,000円の支給となりました。これまであった児童手当は、子ども手当の支給に伴い、子ども手当に含まれることとなりました。

まず1点目でございますが、70ページでございます。弥富市では子ども手当は9億1,383万円が予算計上されております。その財源内訳は、国県支出金8億1,616万2,000円、一般財源が9,766万8,000円となっております。この一般財源は、子ども手当に当たる市の負担分と考えてよろしいでしょうか、お答えをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

議員御指摘の70ページ、扶助費ということで、子ども手当9億1,000万円の財源内訳を申し上げます。国庫金といたしまして7億1,466万6,000円、県費といたしまして9,766万6,000円、一般財源といたしまして9,766万8,000円でございます。負担割合につきましては、国が78.5、県・市それぞれ10.7%となっております。これの市の負担分ということですが、国は基本的には事務費を含め全額国庫補助ということでございますが、従来の児童手当分について、県・市それぞれの財政負担が伴うということでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次に質問いたします。

市での子ども手当支給対象者は、説明資料の17ページによりますと1万3,000円掛ける7,000になっておりますが、これは7,000人だと思います。その10ヵ月で9億1,000万円になっております。だから、今回の子ども手当の対象者は7,000人と思いますが、今まで児童手当の支給対象になっていなかった児童・生徒、中学生とか親が児童手当の所得制限を超えている児童などは子ども手当も今回支給されると思いますが、この人数は約何名でしょうか、お尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

対象者7,000名のうち、今回新たに対象となる方、中学1年生から3年生までの方1,520名、所得制限の撤廃による方630名、合計2,150名が新たに対象となる方でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今まで児童手当をもらっていた人は、今回、月1万3,000円支給されるわけですが、児童手当が1万円という方は新たに3,000円が月にもらえるということになりますよね。1万3,000円でも、実際に新しくもらえるのは3,000円ということになります。5,000円の方は8,000円余分に入ってくるということになると思います。

次の問題でございます。

民主党政権は、子ども手当の財源にするために、所得税と住民税の年少扶養控除、16歳未満の方の控除を廃止すると言っております。所得税は2011年1月から、住民税は2012年6月からの増税になります。所得税、住民税の増税が保育料や国民健康保険税の負担増を招くのではと、暮らしへの影響が大変心配されております。この影響について、どれくらいの影響があるのか、具体的にお示しをいただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

国民健康保険税の方からお答えいたします。

国民健康保険税の所得割を算出する基礎は、扶養控除や障害者控除など所得控除する前の総所得金額を基準として算定しておりますので、保険税に影響することはありません。

一方、保育料につきましては、平成24年度から影響が出てまいります。ケースによって異なりますが、仮に年収400万円、配偶者控除あり、年少扶養者2人、3歳未満お1人、3歳以上お1人、社会保険料等控除額40万円と仮定いたしますと、改正前の所得税3万7,000円から、改正後の所得税7万5,000円になります。これを保育料徴収額階層区分に当てはめてみますと、第1子につきましては第6階層の月1万500円から第8階層1万5,000円のランクに、第2子につきましては保育料6,600円から1万2,150円になり、お2人の保育料は月額1万50円、年額で12万600円の負担がふえることとなります。また、この条件を年少扶養お1人3歳以上といたしますと、所得税は5万6,000円から7万5,000円に、保育料は第7階層1万3,300円から第8階層1万5,000円になり、月額1,700円、年額2万400円の負担増となります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） いずれにいたしましても、その方の所得によって多少増減はござい

ますが、暮らしへの影響が大変大きいことがただいまの御説明でよくわかりました。

家計が大変厳しくなっている中で、若い人たちの負担がますますふえてくる。子ども手当の支給を早くしてほしいと待ち望んでいる方もおられますが、しかし、2011年度以降、子ども手当が満額支給されるかどうかということは、財源のあり方も含めて、改めて検討すると長妻厚生労働大臣は衆議院の本会議で述べています。2011年度の子ども手当約2兆3,000億円については1年限りとして地方などに負担を求め、残りは国債と埋蔵金で賄っていると報道がされております。2011年度については、財源の見通しが不透明のようでございます。政府が2010年度は国民の批判などを受けて見送ってございました配偶者控除の廃止とか、23歳から69歳までの成年扶養控除の廃止がまた持ち出されるのではないかと、財源として持ち出されるのではないかと心配の声もでございます。配偶者控除などがさらに廃止されますと、仮に子ども手当が全額支給されたとしても差し引きで負担増になる世帯がふえ、暮らしへの影響が雪だるま式に膨らむおそれもでございます。

12月の弥富市議会でも、扶養控除廃止、削減に伴う増税の中止を求める意見書を全会一致で採択し、政府に提出していただいたところでございますが、市長は、市長会などを通じてぜひ要望していただきたいと思っております。子ども手当と抱き合わせで配偶者控除の廃止など新たな増税を行わないように、ぜひ要望をしていただきたいと思っておりますが、市長の御見解を伺いたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井光子議員にお答え申し上げます。

16歳未満の扶養控除が廃止ということが一方ではささやかれるわけでございますが、まだ正式に決定をされているわけでもございませんので、そういった形の成り行きを見ながら、我々といたしましては子ども手当ということに対する、いわゆる生活の中における位置づけということは大きなことになってくると思っておりますので、十分検討をしていかなきゃいかんというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次の問題です。

自治体の市長さんなどから給食費や保育料の滞納分を子ども手当から徴収できる仕組みをつくれと要望がなされ、鳩山首相が検討するという考えを示したとの報道もございますが、市ではどのような御見解をお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） ただいまの質問に答えさせていただきます。

滞納の部分子ども手当から直接引けるとかという話のところですか。そういうことに対してですが、基本的には子ども手当につきましては、個人に振り込まれるか、あるいは手渡しに

なりますもので、手渡しをして、例えば保育料がもし未納であると、給食費が未納であるならば、それで直接いただけるような形でないと、先に引くとかそういうことはできるものではないと今のところは理解しております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私も、頭から許可もなしで天引きしていくようなやり方はやめていただきたいなあと考えております。そのように滞納しておられる、いろんな事情もあると思いますので、お話し合いでいただくんだっただけというふうにしていきたいと思えます。

次、最後ですが、子ども手当は児童福祉施設などにいる子供に対して支給されるのかどうか。これについて、もし支給がされないとすると、子ども手当の趣旨に反するのではないかと思います。この点はどのように御判断してみえますでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

児童福祉施設に見える子供さんに対する子ども手当の支給でございますが、議員御承知のように、つい先日、公明党さんの方から民主党の新政権の方に強い申し入れがあったようでございます。そういった形の中では、すべての子供さんに対して支給されるということを私もどもとしても願っておるところでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私は、庶民の収入が大変減り続けている中で、大企業の内部留保はこの10年間で2倍の429兆円にも及ぶと報道されております。大企業への社会的な負担をふやしていただいて、本当に貧困の子供がふえていると言われる中で、子ども手当の財源は大企業、その他に応分の負担をしていただいて財源を確保すべきでないかと考えております。

次の問題に移ります。

予算説明書の70ページ、68ページ、児童クラブの現状と放課後の子供の居場所づくりについてでございます。

子供を児童クラブに入れたいという親の願いは年々ふえております。働く親がふえているからではないでしょうか。定員がいっぱいで入れないとか、4年生以上は行けないなど、子供たちが放課後や長期の休みなどを安心して過ごせる居場所が求められております。

2010年4月からの児童クラブへの申し込みの状況はどのようになっておりますでしょうか、定員と申請の数を、各児童クラブごとにお知らせください。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

弥生児童クラブでございますが、定員は50名のところを申し込みが62名ありました。それ

で検討しまして、定員を今60名として対応をしております。それから、さくら児童クラブにおきましては定員50名に対して31名、白鳥児童クラブにおきましては30名に対して32名、大藤児童クラブにおきましては35名に対して20名、栄南児童クラブにおきましては25名で15名、さくら西児童クラブでは40名のところに対して40名、十四山西部児童クラブでは50名に対して26名、十四山東部児童クラブにおきましては25名に対して26名の申し込みをいただいております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今の御説明では、三つの児童クラブで定員がオーバーしていると説明を受けました。さくら西児童クラブは定員が満員でございます。以前からも何度も提案申し上げて、御検討をいただいているところでございますが、学校の放課後、家に帰ってだれもいないので、学校の下校時に直接児童館へ行けるようにしてほしい。前回の委員会で、保険の適用では、児童館を家庭とみなしていくことはできるという見解を市の方からお示しいただきました。その後、どのように検討がされているのか。もし、小規模の児童館から順次実施していきたいという御見解もいただいておりますので、それはいつごろから実施されていくのか、この点についても御説明をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり小規模のところからということで、教育委員会と児童課、それから学校を含め、あるいは児童館を含め検討させていただいております。まずテストケースとして栄南小学校区、栄南小学校から栄南児童館へ直接ということで今検討しております。その手続のための申請書をどのようにつくっていくとか、それから希望する人をきちんと把握して、小学校から児童課の方に伝えてその人数を把握して、またまとまっていく手続とか、そのあたりについてただいま検討している状態で、年度が変わって、なるべく早い時期に対応したいと考えておりますし、学校の方で学年が変わったりすると、まず学校になれることがありますもので、それが落ちついてから対応ができるようにということで話し合いをしております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） モデルケースとして、まず栄南から始めていくというお話がございましたが、先ほどの児童クラブへの申し込みで見ますと、弥生小学校が2名定員オーバーです。白鳥も2名オーバーしておりますし、十四山東部も1名オーバーしております。そうすると、オーバーした分については待機をしなくちゃいけない。それからもう一つ、オーバーしているからもう入れませんよと言われますと、それでどうしようと引き下がっておられる方もあると思います。非常に利用したいという方がふえておりますので、ぜひ栄南小学校の

ケースに学びながら、ぜひ定員オーバーしている学校についても順次直接学校から行けるように御検討をいただきたいと思います。

では、次の問題です。

子供たちが長期の休みなどに児童館へ行って一日過ごすことができる、子供の居場所として考えていると、以前、市の見解が示されていると思います。しかし、現在のところ、市の児童館は12時から13時まではお休みで、子供たちは児童館にいても外に出されてしまいます。図書館や公共施設でこのようなところはないのではないのでしょうか。子供たちの居場所として、お弁当を持ってそこで勉強したり、遊んだり、一日を過ごせる場所にぜひ見直していただきたいと思うんですが、お昼休みの12時から1時まで、このように閉めてしまうということは非常に不適切な公共施設、ましてや子供を対象にしている児童館として不適切でないかと私はと思いますが、この点の改善についてどのようにお考えでしょうか、御見解をお聞きます。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

その前に、一言児童クラブの関係のことで申し上げさせていただきます。

白鳥児童クラブ、十四山東部児童クラブにおいては、定員を若干超えています、それは柔軟に考えて受け入れることでしております。

次の質問の児童館の件ですが、その件につきまして調べたところ、おっしゃるようなところございまして、その理由として確認をしていると、子供に生活のリズムをつけるために、規則正しい生活をするために、ずうっといより一たん家に帰って食事をしてから来てもらうためにそういう指導をしているということですが、ほかの市町村の様子なども調べてみますと、いわゆるかぎを閉めるとか、そういう状態は望ましいことではないと思っておりますので、3月25日に児童館の運営委員会が開催されるので、そういうような場所で広く市民の声も聞きながら検討していくというところでございます。そのように御理解をいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 開議をしてから1時間近くなりますので、ここで暫時休憩をとります。11時に再開いたしますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

14番（伊藤正信君） 14番 伊藤でございます。

22年度の予算に関して質問をしたいと思います。幾つかの点を私は質問をするわけですが、今、政権だけでなくして社会環境も大変変化しながら、地方行政が地域主権という形の中で大きく変化をして、行政面としての予算の立て方というのは大変であろうと、私は一つは思っています。そんな状況の中ではありますけれども、特にその中で取り組まれている幾つかの点について質問をします。

最初に、個別の課題になりますけれども、ページ29でございますが、海部地区環境事務組合の関係で、実は先ほど佐藤議員の方からは金額のあらわされている内容の質問でした。私は、今回省かれている、昨年はありませんでした地元協力費が計上されていないんですね。この外された理由について一度説明をお願いしたいんですが、予算書にないので。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、伊藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

この地元協力費、あるいは通行迷惑料につきましては、廃棄物処理施設等周辺対策協議要綱第7条に通行迷惑料、その他の協力費として定められております。その中で通行迷惑料は、通行車両を勘案し別に定める額とされ、協力費につきましては対象地区に対する区費、対象施設の所在する市町村に対する土地の固定資産税相当額、これは先ほど佐藤議員の御質問に民生部長が御答弁申し上げました件でございます。

さて、通行迷惑料と協力費の受領方法と申しますか、受け取り方法でございますが、これは要綱の趣旨に基づいて津島市の対象地区、これは新開センターでございますが、10年ほど前から、また旧八開村、現在の愛西市でございますが、それから美和町の対象地区、こちらにつきましては当初より組合が直接対象地区に支払っております。弥富市も、当時津島市の組合から通行迷惑料について対象地区への直接支払いを打診されたことはございますが、市が歳入し、市から地区へ支払うという方法で行ってまいりました。しかしながら、八穂センターの操業に伴いまして、通行迷惑料は、市が歳入後地区に支払うという従来の方法、区費については組合が直接地区に支払うという方法でやってまいりました。このような状態でございますので、平成22年度からは本来の趣旨にあわせ、通行迷惑料は組合から直接対象地区に支払うよう統一をさせていただいたところでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 支払いの受け渡しの簡素化ということだと思うんですけれども、一番問題なのは、ここ数年、ずうっと迷惑料だと言われる、例えば公共下水道もそうですし、

し尿処理のときも3億3,000万ほどございました。

組合議会の中でも議論が出ることは、地元は何に使ったのかという質問が出るんですよ。そうしますと、やはり私は、そういう場できちっとした説明のできる指導というものが求められると思うんですよ。事務組合も、各関係町村からいただいて集められた内容なんです。それを地元で、例えば対策費だからといって通行迷惑料だけの話になるのか、例えば今いろんな議論をする、し尿処理のときも3億円ほど今回延長したときに出ていますが、そういうときにもやはり議論をしたことは、環境のためには植樹、いわゆる植樹というのは樹木を植えて環境を整備したり、道路をより一層安全な方法を確保すべきではないのかという立場で議論をしてきているわけですね、議会も。そうしますと、直接渡すことがいかんでなくして、私はこういうような、今回金額は去年は200万、それで環境の方も昨年と同様の金額が一応この予算書として出ています、きちっと。多分200万だと思っていますが、地元が。ですから、ひもつきではないんですけれども、環境という立場からしたときに、あの施設が本当に、今まで、日本の中でも大体誇れる施設、談合問題と言われる一つは疑惑問題もあったんですけれども、公害問題等はないということも確信は持てる。ですから、今後もさらには地元にいるんな形で行政を通しながら設備の充実だとか要望が入ってくるのではないかと。そうしますと、そういう意味合いからして何ら行政と少しかかわっていくことが、どういう使い道にするんだと。また、透明性を求めることができるのではないかと思います、私の考え方についてお答えを願いたいと思いますが。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

この協力費というのが、直接地元の方へ平成22年度からはお願いをしていきたいという形で、事務の簡素化、そのとおりでございまして、そういう形で実施させていただくわけでございますが、地元の方ではさまざまな形の中で有効利用をいただいているわけでございます。一つは、農業振興地域という形の中で、やはり農業施設の研修であるとか、あるいは地域の活性化のためにさまざまな活動を円滑に実施するために備品、あるいは重機、あるいは施設の整備をしていくというようなことに使われておるわけでございます。そういった形の中で、それぞれの地域において有効活用していくということが原則でございますし、またそのようにされているわけでございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 今、市長にお答えいただいたわけですがけれども、水路だとか農業施設にプラスアルファだという話になると、地元へ行きますと、市が、例えば土地改良だとか事業経費を落とす、上乘せをすることもその部分はもうできなくなりますね、状況的に、失礼ですけど。例えば管理監督下における200万の使い方というのは、直接行ってしまったら

今度行政とのつながりはない、私はそう思います。ただ、そのことで議論をすることも大切ですが、このことをきちっと再度地元と行政が簡素化の中でどんなことをやっていこうかということなどの細部を、一つは今回は計上されていませんけれども、そんなことを含みを持った予算の中の通過ではありますけれども、行政の指導、そして地元との関係について、今までは今市長がおっしゃったような形であったと私は思っていますが、今後はいかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） この協力費に関する地元での有効活用と、行政の本来それぞれの整備計画ということについては、これは行政がやる整備というのは、基本的には計画的に順次やっていくということでございます。協力費を利用させていただくそれぞれの地域におきましては、地域全体の活動費として使われているわけございまして、先ほども言いましたような農業の研修であるとか、あるいは地域、あるいはコミュニティーという中での足りない部分の施設の整備であるとか、これは備品だとか、あるいは機械類というようなことにもなってくると思いますが、そういうようなものに有効利用していくというようなことを私も伺っておりますし、そのように実施されているということでございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 今、市長の答弁で、それぞれ地域の主体性と行政の主体性、この一体感をもう少し、私は鮮明とは申し上げませんが、検証できていく、さらには実行ができていくことの御指導をひとつはお願いしたい。項目にないということについては、私はわかりましたが。

続きまして、生活保護の関係ですけれども、扶助費の関係など含んで今年度1億9,740万上がっているわけです。それで、雇用不安と同時に社会的な環境が大変厳しい状況にあると。その目的は生活保護費を出すということなんですけれども、弥富市で現状何世帯あるのかということ。

もう一つは、新聞などでも言っていますが、全国で100億円も不正受給をしていると、こんなことも言われています。さらには不正受給の手口としては、働いていた収入を全く申告しなかったケースがあると。そういう状況であります。弥富市としては、生活扶助者に対するの取り組みについてどんな状況になっているのか。まずは世帯数など、不正受給はあったかなかったかについて御説明を願いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えさせていただきます。

現在の生活保護の世帯数でございますが、3月1日現在で148世帯229人でございます。

それから、不正受給についての御質問でございますが、不正受給につきましては、保護の

相談にお見えになりまして、相談を受け付けたらすぐに金融機関への預貯金の確認、それから生命保険会社への保険加入の確認、扶養義務者への扶養の確認、それから所得調査を行うなどとともに、年1回定期的に税務課での課税状況の調査を行いまして、収入の申告漏れがないように万全を期しております。しかし、調査時期によっては、保護決定後に預貯金等が判明する場合もございます。その場合には返還をしていただいております。

また、病院への送迎に係る通院移送費、タクシーの支給につきましても、タクシーの利用が必要であるかどうかの判断をするために医師の給付要否意見書を取り、必要かどうかの確認をいたしましてケース診断会議を開催し、検討して認めております。給付要否意見書には、傷病の程度、給付を必要とする理由、移送の区間、治療に必要な通院頻度、移送を要する見込み期間等の記載がしてあります。移送費の請求には、その都度タクシーの領収書を添付していただきまして、その領収書で区間の確認等をしてしております。医師の証明をつけた通院移送費の申請書により請求をしていただき、確認をして支給をしてしております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 予算ですから、1億9,740万の予算。私、なぜその予算について、さらに世帯数をお伺いしたかということです。12月には130世帯ぐらいたというお話があって、補正もあったことですのでお伺いしたところであります。不正受給がないということは、一生懸命対応されているということです。どうもありがとうございました。

続きまして、ページ85に係る衛生の関係、歳出の問題で住宅用太陽光発電施設導入促進費です。本年度3万円という金額が、弥富市の、4キロワットですが、1キロ3万円、最高限度。そうすると12万円。昨年は5万円あったんですね、1キロワット。そうしますと、今年度は8万円減ったということです。国は7万円で4キロで28万、この数字は変わらないんで、しかしながら去年とことし、弥富市の場合は、さらにさかのぼれば他市がやっていないときからやっておるからお金は認めていますよというお話ですけれども、国の、少なくとも今年度目標は、1次補正を合わせてあったわけですけれども、それぞれ数も大分ふえた状況の中で、同じ金額でもって環境問題として予算化されています。弥富市として金額を減らさざるを得なかった理由。少なくとも一度政策的に弥富市の住民の環境問題としてとらえたら、できることなら私は5万円を計上していただく方向で予算化していただきたかったなと思いますので、その辺についてお答えください。なぜ減らしたか。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） では、住宅太陽光の御質問についてお答えをさせていただきます。

弥富市の住宅用太陽光発電施設の補助金につきましては、平成20年度から実施をいたしま

した。当時は、議員が先ほど申しましたように5万円でございます。これは、当時は国の補助金が廃止されていたこともございまして、1キロワット5万円、補助限度額を4キロ20万円とし、予算を30基分600万円といたしました。20年度の実績といたしましては、18基、294万円の実績でございまして、県の方もこれに対して1割の補助、29万の補助を県からいただいております。平成21年度も、当初予算としまして20年度と同内容の30基、600万円としたわけですが、実は国の方が平成20年度の後半に補正予算をいたしまして、補助制度が復活をいたしました。そうしたことから、21年度は8月に600万円が消化されることとなり、さらに9月補正で500万円をお認めいただいたわけですが、これも11月末には終了いたしました。結果、補助の実績といたしまして64基、1,079万円余となりました。県の方も、実は県下全体の補助が多いということで、この1割をちょうどできずに、ことしの内示としては97万円にとどまっております。

そこで平成22度も、先ほど言われましたように国の補助が継続されております。しかしながら、市としては限られた予算の中でより多くの方々に市の補助制度を利用させていただくため、今回補助単価を1キロ当たり5万円から3万円に引き下げをさせていただいたところがございますので、御理解がいただきたいと存じます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 今、お答えいただいたわけですけど、去年補正を組んでいるんですよ、この問題は。合わせて15万といいですか、全国でなるわけですけども、それぞれの状況と同時に、企業も3分の1だとか、農業施設も2分の1だとかいう補助金を出すという促進になっているんですよ、今。それが今、弥富市が減っていくということなんですよ。それは財源が限りなくあれば、全体の予算ですから当然そういう形のこともあるかと思いますが、少なくとも今社会的に議論もされている環境問題等を考えたときに、ちょっとこの施策として、1年ぽっきりで1年で1キロ2万円安くするという、8万円安くというのは、私は少し考えていただきたいということを申し上げて、次の質問に入ります。

108ページで土木都市計画費のところですが、実はこの資金は、雇用創出事業が充当されているということです。733万8,000円支出されて、今、関西線と名鉄の踏切の誘導員が配置されているわけですが、私どもは、やはり安全が一番大切だということもわかっています。しかし、雇用の創出対策資金ですと、例えば、今やっつけていただいている安全対策が本当に雇用創出の対策なのかどうなのか。企業で勤めている人たちがそこで働くということです。だから雇用促進費というのは、例えば今の社会環境の中で仕事がなくなった、そういう人たちの仕事をつくる、これが創出資金ではないのかなと思います。

それともう一つは、この問題点があるということだけ申し上げておきたいというのは、実はガードマン、踏切の真ん中でとめるわけですが、車を。これは道交法違反なんですよ。車を

踏切の上で一たん停車をさせてはいかんわけですね。もう一つは、私有地の中を歩いていくという通行整理をされていることなどが時々あって、地元の方々からそれでいいのかなというお話もあるということ。ですから、安全を確保する手段は、いろんな手法がそのときそのときであろうかと思っています。しかし、ガードマンは、はっきりはそこにおける警察官と違って賠償責任は持っていません。行政が、そのとき事故があれば責任を持たないかん。事業を委託していることですから。そういう点が一つはどうなのかということ、さらには、今これだけの安全確保のために努力をされてきたことですから、少なくともこれから布石をした安全対策がどう生かされていくかという目標も一つだと思っています。ＪＲ関係、名鉄関係、県、土木、そして地方のいわゆる行政、ここの辺の総括と雇用促進費の733万8,000円の使い方について、少し御説明を願いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは、御答弁申し上げます。

先ほど伊藤議員の方から、踏切内で誘導員の方がとめるとか、私有地を通られることにつきましては、私どもの方からよく指導をさせていただきますので、よろしく願います。

今の考え方としまして、緊急雇用創出事業ということでありますので、雇い入れる対象としましては、失業者の方を対象ということでハローワークを通じまして雇用をさせていただいております。それで今回の誘導員ということで雇用していただいて、やっていたという現状であります。今年度もやっている状況でございますけれども、平成22年度におきましても、雇用日数として約235日を予定して事業をしたいと考えております。

それと今の名鉄、ＪＲ等との協議の関係でございますけれども、平成21年度におきまして、昨年9月に名鉄と、ことし2月にＪＲと公安委員会にそれぞれ協議をさせていただきまして、この狭隘踏切の解消ということで協議を重ねているものでございます。名鉄におきましては、やや踏切の安全対策ということで、すぐ交差点があるものですから、車等の通行の関係で道路の計画を定めていただいたらどうかという御指導をいただいております。また、ＪＲにつきましては、あそこもすぐ交差点ということで、北側から来る県道が狭いということで、前後の道路整備をすることも必要なんですけれども、そうした場合にＪＲとしましては、踏切の拡幅協議ということで踏切の統廃合も必要になってきて、そういった前提をもとに協議に応じますという回答をＪＲの方はいただいております。公安委員会につきましては、踏切前後の道路が狭いということもありますし、交差点が近いということもありますので、そういった整備をしていただいて、車の処理ができれば計画として問題ないというような回答をいただいておりますので、こういった関係機関、それぞれ協議をさせていただいておりますので、そういった協議をもとに再度調整を図って、安全で皆さんが通っていただけるような対策を進めたいと考えております。よろしく願います。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 一つは、ハローワークを通してということなんですよね。ハローワークと地方自治体は一体をして、そういう人の雇用を創出するという窓口が市役所の中にもあると思っています。そこで働く方が、本来できることなら弥富市の在住の皆さんに雇用の機会を与えてほしい、このことを私は一番申し上げておきたいことであります。

それと同時に、今都市計画課長からお話がありましたが、踏切拡幅と同時に、あそこに住んでみえん家の問題も、過去には移転について議会の方も承認をしているという経過もございます。承認というか、予算支出ね。ですから、早期にそういう対策と同時に、私は少し雇用創出に充当する部分についての意見を質問いたしました。

続きまして、歳入の滞納繰越分の関係ですが、個人・市民税が3,100万円、固定資産税が3,000万。これ3,000万、3,100万という数字の目標で歳入がなっていますね。これも昨年と同じ金額なんです、実は。

冒頭に申し上げましたように、予算の組み方というのは、いろんな施策と事業の流れの中で組まれる数字なんです。特に収納については目標が、この新しい時代の指針の中でも書かれています。納期・納付の徹底と滞納者に対する督促など、家庭訪問しながら、さらには差し押さえ、最終的には納付をしていただくために公平な税の負担の徹底を図るというふうに書かれています。その方法は、やはり私ども市民は、お互いに義務と権利を持って納付する義務があるわけですが、しかし行政としてそういう状況の中で、いわゆる歳入が同じ金額で計上されているということは、努力目標はないんですかと。言い過ぎかもしれませんが、それぞれ税に係る取り組みに対してどんな考え方なのか質問いたします。

議長（黒宮喜四美君） 収納課長。

収納課長（服部 誠君） お答えいたします。

歳出について、個人市民税、固定資産税とも前年度の未収入見込みから収納率を乗じた額を当初予算としております。22年度につきまして、景気後退の影響を受け、個人市民税が前年度対比9%の落ち込みが見込まれる中、滞納繰り越しについて調定額が増加する一方で、収入は厳しい状況が予想され、収納率を前3カ年度の実績を参考により3,100万円といたしております。また、固定資産税につきましては、個人市民税ほどの景気後退の影響はないものの、収入としては厳しい状況が続く中、市県民税と同様に、収納率を前3カ年度の実績を参考により3,000万ということで算出いたしました。

これからの取り組みといたしまして、ますます厳しい状況の中、財源確保のため滞納者の方々への粘り強い折衝を行い、納付への理解を示していただくことにより税の公平を維持し、県税事務所と市町村連携による地方税滞納整理機構研究会への参加、また職員の意識改革を図るとともに、コンビニエンスストアの収納等の納付しやすい環境の整備を行うことにより

滞納繰越額の圧縮に取り組み、今後の予算に反映していきたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 職員の意識の向上ということですが、滞納の中の問題も一つあるかもしれませんね、滞納金額というのは。ということは相続の関係で、もう亡くなった人まで支払っておらん人もあるという例もあるわけですね。ですから、私はこの目標の金額を上げることが、今言われる経済状況は一つですが、滞納金がふえていっているわけですね。そのことも一つはあると。ですから、上限はあるはずだと思うんです。特に今回、軽自動車やたばこ税、そして見てみたときには昨年と同じ金額が上がっている、見込み収入がね。ここの辺の予算の立て方というのは、一つは、もう少し経済状況と施策とのかかわり合いを通した、予算が同じ金額というのは想定ですから、例えば対前年100で組んだのかということになれば100で同じ金額だと。しかし、それには施策が同じだというふうに理解をしておるわけですが、今お伺いしたように、滞納の部分については努力をすることによって、まだ差し押さえまではいかんのだなというふうには思っておきますが、しかし、税はお互いに公平に、権利と義務だからきちっと市民にお願いをすることと同時に、行政がその取り組み方をきちりしていただくことがいいのではないかと思います。

さらに、歳入で、国庫支出金の関係でちょっと見てみますと、20年度が7億2,300万程度、21年度が8億4,000万、そして22年度は13億4,000万ですね。この数字というのは、冒頭で申し上げましたように、地域の関係で子ども手当などが多分含まれてそれぞれ入ってきておると思いますが、これは総務費の中に入り、例えば子ども手当が8億から13億の数字の中でいきますと民生部は大変な人が要するという状況はあるわけですが、手当としては国から何か先ほど出た数字がありましたが、さらにそんな状況の中でもう少し、もう少しというよりも、一体、歳入歳出の金額の変動による組織に対応の仕方、そして予算の作り方について、ここ10年、同じような形で行政の中も苦慮をしながら予算書をつくれ、提案説明をされておりますが、その点に含んで、法を改正してすぐ出してくる国の方も問題があるのかと思っておりますけど、もう少し行政面としてどういう考え方ができるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） それでは私、人事秘書課の方から職員の配置の関係から御説明をさせていただきます。

議員御質問のとおり、国庫支出金のうち変動の大きいものは、生活保護費負担金の対前年度比5,700万円の増でございます。それから児童手当、子ども手当負担金の前年度対比5億6,911万8,000円の増でございます。

生活保護費負担金の増の理由につきましては、一昨年からの経済不況による厳しい雇用情勢の影響等により、先ほど福祉課長が申し上げたとおり生活保護者がふえたものでございまして、この業務増に対応するために昨年10月から担当者を増員しております。また、児童手当、子ども手当負担金増の理由につきましては、子ども手当の創設に伴う月額増額に伴うものが主な要因でございまして、業務増に対応するための配慮が必要であると考えております。

議員も御指摘がございましたけれども、後期高齢者医療制度や子ども手当を初めとした頻繁に行われる国の制度改正に対応し、円滑な事務事業の処理体制を確保することは、国の定員管理の適正化指針を遵守し、定員適正化計画を進める中において、各部署は必要最低限の職員配置で業務に当たることを余儀なくされておりました。職員配置や時間外手当、臨時職員の雇用などの財政負担も大変重くなっていますので、その対応に苦慮しております。定員管理の枠もございまして、正規職員の増員は非常に厳しい状況にございますが、職員の適正配置に努めるとともに、定年退職者の再雇用や臨時職員の活用、事務事業の見直しや民間委託の推進など、引き続き円滑な事務処理体制の確保に取り組んでまいり所存でございます。また、国に対しましては、制度の創設、改正をする際には、システム改修等に係る経費だけでなく、対応に必要な人件費を含め交付金等の確実な財政措置をしていただくよう、市長会を通じて要望をいただいているところでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 少し補足をさせていただきながら御答弁申し上げるわけでございますが、ことしの私どもの平成22年度の予算を見ていただきますと、国庫支出金というのは160%という形になっておるわけでございます。そうした中で、子ども手当等々のさまざまな制度設計があるわけでございます。

先ほど所管の方から話をさせていただきましたけれども、最後のところで話をしておりますように、実はこのシステムの改修というものも膨大な経費がかかるわけでございますが、これは今のところ国の方で負担をしていただくということになっておるわけでございますが、以前からの市長会、あるいは我々の話の中では、システムに係る経費、改修だけではなくて、いわゆる人件費ということも我々としては強くその都度その都度要望しているわけでございますが、一向にこれが改善されません。これからはいろんな制度設計が新たな形としてまた出てくるわけでございますけれども、こういった形の中で、トータル的な経費に対する財政措置をお願いしていきたいということを強く要望してまいりたいと思っております。職員の方に過度な負担がかからないような形で、我々としても努力していきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 制度が変わることで大分苦慮されていることも理解もできます。しかし、今、実際に市民の側からしますと、今までいろんな形で市場原理主義、公共性の議論、こんな形の中で、市民の目は行政へ目を向けられています。しかし、その中身は本当に御理解いただけない分は大変だと思っています。そんな状況の中で、市政が全員の協力と同時に、市民にもやはりそういう状況の理解がいただけるような予算のあり方の中で一つは求めていく、提示をしていくことが大切ではないかなと。今、御答弁いただいたように御努力いただくことで、私の質問は終わります。

議長（黒宮喜四美君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

12番（三宮十五郎君） 私は、市長の施政方針演説に関連をいたしましてお尋ねいたします。

まず最初に、市長は施政方針演説の中で、市長就任以来、市民と行政の協働によるまちづくり、市民と情報を共有した公平で透明な市政の実現、予算の節約と有効活用を市政運営の基本施政に掲げ、「市役所とは市民のためにお役に立つところである」を職員意識改革の旗印のもとに、市民本位の行政運営を心がけて取り組んでまいりましたというふうに述べられました。多くの市民の皆さんの求めにこたえていくこの立場は、強く皆さんが望んでいることであると思います。

そこで、予算の節約と有効活用等に関連してお尋ねいたしますが、弥富市では、多分尾張8市の中で税等の収納率も一番いい方の一つでありまして、市民が行政に協力をして、いいまちにしていこうという思いというか、そういうまじめさというのは、私は大変昔からすぐれたところであるというふうに思っております。

例えば、ごみの市内の収集等に関しましても、20年度の弥富市がごみ及び資源ごみとして収集された総量は1万1,700トンに及び、約24.4%がリサイクルに回されております。この収集と処分の経費、衛生組合が負担する費用を除きまして直接支出しているもの、さらにそこから雑誌や新聞等を売り払った収入を差し引いた実際の経費、当然協力団体の補助金等も含めた費用を込みにしました実際の経費は、年間平均で1トン当たり約11円40銭でございます。弥富とよく似たごみの量を持っております蟹江町で、20年度で約1万300トン、リサイクル率、資源化率は16.4%という状況でありまして、実際に燃やしたり埋め立てられたごみの量で言いますと、そういう割合で見ますと弥富市が8,845トン、蟹江町が8,652トンというふうになります。蟹江町の1トン当たりの経費は14円余りでございますが、仮に同じ料金であったとして計算をしますと、弥富市の場合に経費の節約がそれだけで2,800万円ほどございます。さらに、この両町の住民が住んでいる面積等によりまして運搬収集費の経費の違いだとか、それから衛生組合に持ち込む場合に、20年度の1トン当たりの平均持ち込み量が11円38銭だったそうでございますが、かなり地域の特性もありまして減量がされておる関係もあ

りまして、経費だとかそういうものに直接あらわれないリサイクルによります環境影響の費用、こういうものを見ますと2,800万円の何倍もの節約効果があり、環境影響効果がありまして、私は早くからこういう取り組みを積極的に市が支援をしていく。そして、皆さんが無理なく協力できる、気持ちよく協力できる仕組みをつくっていくということを訴え続けてまいりましたが、これができた要因の一つは、弥富町時代からそういう施策が進められてきたことと、もう一つは、これはバブル期以前でございましたが、やはり委託単価が高過ぎるということもいろいろ問題になりまして業者変更の入札が行われて、当時、このかかわった担当者で、しかも当時の弥富町で一番公共事業単価等の詳しい担当者が、私たちの想像できない価格で入札が実際に行われて決定したと。当時、バブル期以前のそんなに物価が上がっていないときでございますから、事業予算の67%ぐらいで落札されたことも、こうした単価が今日まで続いている大きな原因になっております。

さらにもう一つ、私自身がこの絡みで経験した一つに、消防自動車の積載無線機の更新事業が行われたときに、3月議会に出された予算書を見た元消防団長もやられた町民の方から、幾ら何でも高過ぎると。実際に消防自動車の無線とタクシーの無線とほとんど変わらないのに、倍ぐらいの予算が組まれているということで問題にされて、私どものところに何とかならんかという訴えがありました。早速議会で取り上げましたが、どのまちも同じ方法で、同じ値段でやっているから何も問題ないんだといってなかなか対応しようとしませんでした、そういう単価表なんかもいただいて、私たちも担当者を詰めたこともありまして、弥富町としても半年ぐらい議論を重ねた末、若干予定価格を下げて入札をやりましたが、これも事業予算の60%台の前半で落札され、この経験がさきの同法無線の入札で、市長を初め当局の努力も大変あったと思いますが、大幅な予算節約の形で反映されました。

市民の皆さんの協力、同時に大切なことは、やはり事業予算が事前に市民や議会にわかりやすいものであれば、問題があればこういう形、たまたまそのときは数量なんかは何も書いていない予算総額だけだったんですが、消防団員で団長をやっておったこともありますので、消防自動車が何台あるからこれは何台あるからという計算が市民の方ができて議会の方に資料が提供され、そして町としても対応せざるを得ないような状態になったんですが、したがって、本当に市民と情報を共有するというふうにかえたら、この予算書のつくり方、数量や単価が可能な限りわかるもの。先日も、新聞で県は、物品購入なんかは納入業者や購入価格を公表していくというふうに言っておりますが、予算書の段階でやはりそういう工夫をしていただくことと同時に、従来からずっと続いております弥富町時代、あるいは弥富市になって以来の、本当に誠実な市民の皆さんと一緒に市政を進めているという中で今日の到達点があるということ、市長は、予算書、そういう内容に改めていくということについてどのようにお考えになっているか、御見解をお伺いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

いろんな事例に基づいて、最終的には事業内容がしっかりとわかる予算書の作り方という形にあるわけですが、私どももさまざまな形で今までも行財政改革を進めてきているわけですが。前段におきましては、私どもといたしましては、さらに平成22年度においては弥富市の行政改革推進本部を設置して、その要綱を決めておるところでございます。本部長には副市長を充て、副本部長には総務部長を充てて、さらなる行財政改革をしていこうという取り組みをしていきたいと思っております。

そうした形の中で、いわゆる三宮議員がおっしゃるいろんな項目におけるさらなる明確化ということについては進めていかなきゃいかんというふうに思っております。国の方が、大きくは地方分権から地域主権という形の中でおっしゃるわけですが。この地域主権を私どもが受け取るためには、職員が一生懸命やっぱり勉強していかないとだめなわけがございまして、そうした形の結果として、さまざまな形で最終的な予算書に結びついていくというのが一番理想であろうというふうに思っております。職員のさらなる地域主権に対する意識の高揚と、そしてそれぞれの各所管における知識・技能を高めていくということがまずありきだなというふうに思っております。そして、そういった形の中で、少しでもというか、透明化ということに対してさらに磨きをかけていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） そのこととあわせまして、特に市長が就任された直後に提案されました平成19年度の予算審議のときに申し上げたと思いますが、普通、首長がかわる直前の議会は、全事業を含めた予算じゃなくて、根幹になるものだけを上げて、あとは新首長になってということですが、弥富の場合は、多分現職の方が必ず次もやられるというお考えだったと思うんですが、そういう骨格予算じゃなくてやってきた。したがって、実際は服部市長が出て提案されたんですが、実際に編成したのは前の市長だったこともあってかなり問題があると。直していただくということを強く求めて賛成するというのを、この場で申し上げたことがあると思うんです。

実は、今の概要書の中で、当時と比べるといろいろ工夫がされておりますが、そのときに問題にしました税収、当初予算に対して大幅に少ないということで問題にさせていただきましたが、概要書の10ページに税収と、それから当初予算の表が載っておりますが、19年度で申し上げますと、予算は66億6,500万でしたが、実際の収入は、これはここに書いてありませんが、72億1,800万で8.3%多かったですよね。私どもがこの問題を特に強く、こんなやり方はいかんというふうに思うようになったのは、17年度に行政改革で20%の財政削減が必

要だということをやったんですが、弥富町の当初予算は48億円余り、実際の決算額は57億2,500万で、11.3%も税収を当初予算で少なく見積もるといようなやり方で、子ども会や老人会の補助金や、社会教育団体の会場料なども大幅に引き下げるとか、民生委員さんや区長さんの手当も引き下げるといことで、全く歳入に見合った行政サービスをするという本来の役割を放棄した、行政として機能していない状態になっておるといことで、こんな市政は一日も早く変えなきゃならんという立場を私どもが表明する原因は、そういう予算に対する考え方や編成の仕方だったんですが、その後だんだん改善されまして、20年度は当初予算72億1,200万に対して実収入が74億5,300万で103.4%、本年度は見込みであります、当初予算の71億8,500万に対して72億1,600万で100.4%、場合によっては下回るかもしれない。事実上、ほとんど当初予算の段階で、一番基本であります税収をきちんと見ていくということがようやくこの間やっていただけるようになって、大変私は、そういうことをずうっと問題にしてきた立場として、ようやく市全体でそういうことができ始めたかなというふうに変えて大変喜んでおりますが、この概要書等につきまして、つくるなら、合併したのが18年でございましてから、実際に合併してどうなったかということを中心に比較しようと思うと、17年度の両町村の合計をきちんと入れて、それとどのように変わってきたかというふうにしていただくことが、合併をして市の姿がどういふうに変わったかというふうに見ていただくいい基準になると思いますので、一部にはなっておりますが、全体としてはそうっていないことと、ぜひ、この大きい全体の概要を示すところに当初予算と決算額もあわせて入れるグラフにしていただくと大変いいんじゃないかというふうに思いますが、そういうことも含めて、概要書と、それから比較ができるものにしていただくということで一層工夫をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私ども行政を預かる者といたしましては、歳入歳出のバランスをいかにしていくか、あるいは自分たちの持っている財政調整基金、あるいは市債というものの発行について、トータル的にしっかりと見ていかなきゃいかんというふうにならざるを得ないわけでございます。今、三宮議員御指摘の当初予算と前年度の決算額というものにつきましては、一枚の表の中に組み入れられていくように努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 12時を回りましたので、暫時休憩をいたします。午後1時から再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~  
午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮十五郎議員。

12番（三宮十五郎君） それでは、引き続いて市長にお尋ねいたします。

先日、職員のOBの方で、多分その人の経歴からいってそんなに財政に詳しくない方だと思いますが、本当に弥富市の財政は大丈夫ですかという質問をされたんですよね。それで、そのときは大丈夫ですよと、心配する必要はありませんよというふうに答えておいたんですが、この予算議会に先立って、特に地方交付税の仕組みと、市の起債の動向とあわせて見ますと、これは市長や私どもの責任ではありませんが、前政権時代からの制度の改悪によって、本当に大丈夫なんて言っておれんような、そういう心配しなきゃいかんことが待っているのではないかと思いますので、そのことについて少し立ち入ってお尋ねしたいと思います。

弥富市の借金につきましては、一般会計は概要書の12ページに載っておりますが、これに集落排水と公共下水を合わせた起債総額は、平成17年度は114億7,000万円ございました。これが22年度末には159億1,500万、合併からの新年度予算が終わるまでの5年間の間に44億4,000万円起債がふえることとなります。どこでふえているかということですが、以前の特別な財政対策がない時代の、いわゆる普通債、学校だとか保育所だとか、こういうところの借金は、この5年間で今度予定は7億としておりますが、7億じゃなかったかな、もうちょっと違ったかと思いますが、かなりの額の、保育所なんかの起債を入れても、増加分は平成17年の両町の合計に比べて3億1,600万ふえただけです。これがどこでふえたか、一番大きいのは、やっぱり公共下水道で25億5,000万ふえております。集落排水と合わせて27億7,900万、その他の、要するに臨時財政対策債だとか交付税で100%応援しますよということで、とりあえず借りかえておいてくださいというものが13億4,400万ふえることとなります。

そういう状況に対して、じゃあ国は弥富市の財政状況に対してどういう見方をしているか。これは、健全化判断比率及び資金不足比率についてということで、この状態だとイエローカードという状態が早期健全化基準ということで、いろんな対策を講じないといけませんよ。それから、これを超えたら再建団体というか、レッドカードという基準が示されておりますが、弥富市の借金の状況は、20年度末で早期健全化基準の実質公債比率というものが25%ということになっておりますが、7%で大変健全であるというふうになっておりますし、将来負担率に至っては、標準財政規模の、要するに弥富市の税収と普通交付税なんかの自前の交付税を除く国の交付金なんかの特定の事業目的のない形で入ってくるお金を合わせた額の350%まで借金してもいいですよということになっておりますが、これが弥富市の場合は12.1%で、ほとんど借金がないような形で出されております。

実際に、どうしてそういうふうになるかというのを見てみますと、一つは実質公債比率と

というのは、20年度の皆さんもいただいたやつなんですが、地方債の元利償還のお金が8億6,986万7,000円、これに集落排水だとか公共下水に一般会計から本来繰り入れるべきだというふうに国が見ている借金の返済分が1億1,000万余り、さらに環境事務組合の負担金なんかで2億5,800万円近い借金の返済分があって、こういうものが弥富市の年度の借金返済で合わせて13億700万円ですが、交付税の対象になるものについては借金がなかったことにして計算すると、これが6億9,100万円です。さらに、そのほかに、実際には借りて、後で交付税で面倒を見るというんですが、弥富市はもらえないはずのお金であります臨時財政対策債の発行可能額まで弥富市の実際の収入、用途を制限されない収入ということで計算をすると、さっき言ったように借金返済の負担は6.99%で約7%ですよと、非常に健全ですよということです。ところが実際には、弥富市の場合は計算上交付税の対象になっても、一切それはもらえないお金ですよ。今の状態が続く限り、全部そのお金は、借りることはできても、返すお金も全部皆さんの税金やそういうもので負担しなきゃいかん。そういう形で計算をしますと、実質公債比率は7%ということですが、実際に負担をしなきゃいかん割合は土台の収入の14.4%で、形式的には国の交付税の対象になっておるものは全部なかったことにしますというふうにしますが、弥富市の場合はそんなことには絶対済まないわけですね。そういうふうに一つはなっております。

だから、25%はイエローカードだと言われておりますが、7%という国の指標じゃなくて、実際はもう14%を超えているという状態。さらにここまで借りていいですよという将来負担比率に至っては、もっと恐ろしい計算になっております。

今、この20年度の表で見ますと、地方債の現在高が一般会計で、これは20年度末ですから94億7,900万円、さっき言ったもろもろの下水への一般会計の負担分だとか、それから環境事務組合の負担分だとか、そういうのを全部合わせて147億円余りになりますが、これに対して交付税の計算対象になっている95億円余りはなかったことにして計算をしましょうと。さらにこれに臨時財政対策債の発行可能額、これを標準財政規模というか、弥富市の税収や、国から来る用途を決められていない交付金、それに普通交付税を合わせたものにさらに臨時財政対策債まで含めて計算をする。もちろん一般会計で使える積立金についても、借金から差し引いて計算をするという仕組みでやっていきますと12.1%で、標準財政規模というか、さっき言った土台の収入に対して350%まで借りられるのが、弥富は12.1%しか借りておりませんと。

実は19年度は、この計算の仕組みが少し違ってあって、臨時財政対策債は分母から外した計算の仕方です。20%を超えていましたよね。ちょっと数字をなぶるだけで12.1%になっておりますが、実際には弥富市の標準財政規模というか、土台の収入というのは90億7,200万円でありまして、147億2,300万から40億8,200万円の積立金を差し引いて掛けますと117.3%にな

ります。ただ、90億7,200万の中には、もう今5年目になるわけですが、10年たつとどんどん減って、合併特例の3億円余りの普通交付税がなくなりますので、それが無いものとして計算すると121.8%の借金をしておることになります。そうすると12.1じゃなくて、実際には弥富市が予定されておる収入の中で負担できる割合から言うと122%ぐらいの負担ですね。だから、国があなたのところは大丈夫ですよと言っている指標と実際の指標の間には大きな差があります。

しかも、国は、臨時財政対策債は一時的な措置であるというふうに初めは言っておったんですが、結局国が必要な財源の手当てができないことからずうっと続けていますよね。今のこのような財政状態が続くとすると、結局弥富市は、計算上はなかったことにされている借金が、全部自前の費用で返していかなきゃいかん。そこでどんどん借金が膨らんでおるとい状態は、決して本当に大丈夫なんて言える状態じゃなくて、これは国に対して、きちんと将来の負担は国が責任を持ちますと言った部分については、基本的には持っていただく仕組みに変えていくというんですか、地方交付税の本来の役割であります、どの市町村でも少なくとも住民が必要とする最小限の行政サービスができる基準を定めて、きちんと財源が不足する場合は補てんしていくという責任は果たしていただかないと、今みたいな形でやって、大体民主党そのものの考え方は、全国の市町村の半分ぐらいは交付税を出さんでもいい団体にするという考え方をもちながら事に当たっておりますので、もしこの財源保障機能が外されたら、もともと公共下水道なんかの事業は、返すお金の55%は、旧弥富町時代、計画を立てたときには交付税で負担してもらいますということで決めて、しかもそこで今どんどん借金がかさんできていますよね。そういうことを考えると、ぜひ財源保障機能を、本来の役割をきちんと果たしていただくように国に強く要請をしていただく。しかも、これは弥富市だけじゃなくて、全国の市町村にとって絶対にこんな形で借金は大丈夫だよとさせておいて、どこかではしごを外すようなことをされたら、本当にその後は大変なことになりかねないと思いますので、こういうことについて、市長や市の財政当局はどのようにお考えになっているのか、お答えいただきたい。

私としては、ぜひきちんと国が少なくとも一定の部分については、もともとの基準が、うんとうちが収入がふえて基準が変わったというのではなくて、平成12年当時、80%ぐらいの財政力指数で、年間10億円ほど普通交付税をもらっておった時期に比べて、今は税源移譲やいろんなものもあって幾らかふえていますが、ほとんどその当時と基礎的な1人当たりの収入というのは変わらない状態でありますので、これで国が借りかえてください、あるいは将来の元利償還金を国の責任で返しますというやつが、急に切り下げたためにそっくり市民の負担になる、市の負担になるというようなやり方をそのまま残すようなことはないように、ぜひ頑張ってくださいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

さまざまな角度から、弥富市の財政に対して鋭い分析をしていただいているわけですが、私とて、また職員も含めてそうですが、決して楽観をしているわけではございません。地方税の減額というのが、ここしばらくは進むだろうというふうに思っております。

そういう中で、私どもとしては、今十四山の合併のときの算定がえという形の中で、平成27年までいわゆる満額をいただけるわけでございます。いわゆる地方交付税という形で4億7,000万ほどあるわけでございますが、こういった平成27年ということに対して、我々はこれ以降は地方交付税というものが今の財政力指数が続いていけばいけないというような状況になってくるわけでございますので、真剣に考えていかなきゃいかんということがあるわけでございます。

幸い、その裏腹な問題といたしまして、今、西部臨海工業地帯における企業誘致という中で、さまざまな企業に来ていただき固定資産税の減免というものが、実質4年間の減免制度が、私は平成24年ないし25年にはその裏がえとして、歳入として固定資産税が入ってくるといことも思っているわけでございます。その額がちょうど地方交付税に当たるような金額になるわけでございますけれども、3億5,000万から4億ぐらいいは見込んでいるわけでございます。

そういう形の中で、これから地方税の減額というのが、特に個人市民税を中心として、私たちは常にその辺のところを精査していかなきゃいかん。先ほどおっしゃいました平成22年度も七つの特別会計という形でさまざまな事業、あるいは人に対する安心・安全という形、あるいは健康ということに対して取り組んでいかなきゃいかんわけでございますけれども、そういったものもよく見きわめていかなきゃいかん。一般会計から資金を繰り入れるということについては、非常に慎重に考えざるを得ないということもあわせてあるわけでございますけれども、しかし、繰り入れないと、例えば国保等の運営についてはやっていけないような状態でございます。実質的には、国民健康保険制度が弥富市の場合でも赤字になってきておるわけでございます。繰り入れた分の額と、そして年度の繰入金という形の差額分が赤字になってくるわけでございますけれども、今現在では、国保に関しても1億5,000万とか6,000万の赤字運営になっておるわけでございます。

そういった一つ一つの特別会計の精査もしていかなきゃいかんわけでございますけれども、一方では、そういった個人市民税を含めたところの減額があるわけでございますから、一つは行財政改革をしっかりとっていくということと、自主財源の確保にさらに努めていくということを我々の行政の大きな柱として持っていかなきゃいかんというふうに思っております。

国の方は、幸い、ことし国から地方に対する交付税が約17兆円あるわけでございますが、

そのほかに別枠加算という形で今回交付していただくというのが9,850億ほどあるわけでございます。そうした形の中で、地方交付税の総額をふやしていただけるということがありますから、税が大変厳しい状況の中で、国の方がこういう手当てをしていただけるということについては、大変うれしく思っておる次第でございます。

今後におきましても、さらなる地方交付税の総額の確保ということについては、さまざまな県・市を通じて要望していかなきゃいかんということは考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今、市長の方から地方交付税4億7,000万円というふうに言われたんですが、それは特別交付税も入っております、今、私が申し上げた中でいうと普通交付税という3億3,000万円ほどが直接影響を受けるわけですね、今後。

そこで、次の質問に入る前にお願いしておきたいのは、国は確かに今交付税財源をふやすとかいろいろ言っておるんですが、どんどん借金を国がもうできんといって地方にさせてその返済分がふえてくるわけですから、結局ふやしても借金を返す費用に当てていくという仕組みで、しかもさっき言ったように、要するに健全かどうかの判断の基準が、青天井みたいに借金もできる仕組みをしておることが問題であって、そんなに借金をさせずにきちんと対応していくというんですか、国の方も今税収よりもはるかに1年間の起債の方が大きいというような状態が一方にあるわけですが、地方の財政だって結局国の財源不足の分をどんどん借りてくださいと、交付税のかわりですということで、4億も5億もうちも借りる仕組みがあるわけでしょう。こういう仕組みを早く直していくように御尽力いただきたいということと、もう一つは、最大の問題は下水道なんですよ。この辺の市の財政力やなんかとあわせて、事業計画もそうですし、いろんな工夫をぜひあわせて御検討いただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

次は、国民健康保険の問題ですが、先日、国会で私どもの小池参議院議員が、今、大都市は、ほとんど所得300万、4人家族で国民健康保険税は1世帯当たり40万台と。しかも、このほかに、とてもこれ自身が払えないような状態になってきておったりということで、その状態では年金の掛金だってなかなか掛けられませんから、そういう人たちまでも無年金になりかねないような事態であって、鳩山総理も本当にこれはもう放置できないと。

もともとほぼ半分を国が負担していたものが25%に下がると。弥富でも、今市長もおっしゃられましたが、今の弥富の場合では4人家族では三十数万というふうになっておりますが、1人当たり年間、新年度予算でも1万8,000円ほどの応援をしておるのでそういうレベルということであって、本当にそういう応援がなければもう50万近くを300万ぐらいの所得の人が負担をしなきゃいかんような状況になってきておるということで、払い切れないという問

題になっておりまして、この制度が発足したときに国が半分負担をして、そして皆さんの全国的には料金と税金とどちらかの方法をとっておるわけでありますが、こういうもので運営していくというふうにしてきたんですが、もういろんな努力をしても、結局国の負担をふやす以外にこれもまた打開の道がないというふうになってきておりますので、ぜひ国の負担を戻していただく。

財源の問題でいえば、庶民負担が小泉改革以来、年間税と社会保障費で13兆円もふえる、その一方で消費税の大部分が法人税の減税や大資産家の減税分で消えていくというような事態をきちんと議論もしていただき、対応も考えていただきながら、本当に今の経済危機の原因になっております需給バランス、40兆円の供給に対して需要の方が落ち込んでいる。その最大の原因の一つは勤労者の給料の削減、それからもう一つは社会保障費の急増ということになっておりますので、やはりここをきちんと議論をして解決していただく手だてを強くお願いしていただくように国に求めていると思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 国保の方でございますけれども、先ほども少し関連として述べさせていただきましたけれども、市町村単位でやっていく上においては、大変厳しい状況にあることは間違いございません。

完全に一つの制度として成り立ってきたのが約50年というふうに私も聞いておるわけでございますけれども、50年のうちの30年間というのは、日本の経済の成長もスピードがあったし、その間では高度経済成長というようなことがあってよかったわけでございますが、その後の20年、「失われた20年」とよく言われるわけでございますけれども、そういうような状況になってから、ますます国保運営の全体的な制度疲労というか、そういうものがあるわけでございます。また、昨今においては、特にいわゆる保険料の格差の問題であるとか、先ほど三宮議員もおっしゃいました失業率の高まりであるとか、非正規雇用云々という形の中の経済、あるいは社会的な構造の大きな変化というのが背景にあるわけでございます。

私たちも、市町村単位のものからもう少し広域でやっていただけるようにならんかとか、いろんな形の中で考え方をそれぞれのところで示させていただいておるわけでございますけれども、国全体でも国保の赤字が2,300ほどというふうに私も聞き及んでおるわけでございます。そうした状況の中から、ますますこの制度に対しててこ入れをしていかないと大変厳しい状況であろうというふうに思っております。

今、弥富市も、全体的には6,100世帯の方が国保に加入していただきまして運営をさせていただいておるわけでございますが、その所得平均というのをこの間もちょっと私、算出させていただきましたら、1世帯当たり182万というような状況でございます。そういう状況の中で保険料をお願いし、国保を運営していかなきゃいかんというところに、先ほども言い

ました一般会計からの繰り入れというようなことを恒常的にやっていかなきゃいかんというところに大きな、私どもとしても弊害があるということは十分承知しております。

そうした形の中で、新しい政権そのものも国民の命ということに対しては大変な御理解をいただいているというふうに思っておりますので、一つの考え方でございますけれども、ことしも相当額、この国保に対しては国の方も予算もつけていただいておりますけれども、それだけではとても足りないというような状況でございます。ある意味では、考え方として子ども手当、あるいは農家の所得保障というような形で投入をされているのと同じような考え方で、この市町村の国保の財政補助というようなことも私としてはお願いをしていかなきゃいかん。あるいは国保に加入している人に直接補助するという方法も、新たな方法としても考えていただくことが必要かというふうに思っております。

今、こういう国民皆保険制度ということに対しては、いろんな角度から見直しをされようとしております。高齢者の医療保険制度という後期高齢者医療保険制度に対しても、この4年間で廃止して改定していくということでございます。こういった形の中で、国保の方に加入され、一括的な保険の体制という形になれば、相当な額を国の補助という形でやっていただかないととても運営できるものではないというふうに思っておりますので、今後も、現在の状況も踏まえてしっかりと国の方にお願いをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 午前中も、佐藤議員の方からも後期高齢者医療問題をめぐって負担が倍になったというお話がございましたが、少なくともOECDに加盟している30カ国、先進国の中で医療費の自己負担分が3割というのは日本だけと。2番目が、10%が1カ国あって、あとは5%前後か、ほとんど無料というのが先進国の医療費の実態なんです。そこへ加えて、もともと国民健康保険は、出発時から自営業の皆さん、農家の皆さん、それから扶養する人がいない所得の低い皆さんということで出発した関係もあって、50%を国が保険料分を負担しておったのが、いつの間にかどんどん削って半分になってしまって、しかも高齢化はどんどん進んで医療費がふえれば、負担を減らせば成り立たないのもはっきりしている。

しかも、市町村の場合は背に腹はかえられんということであるべく広域にというんですが、後期高齢者の方は県単位でもそうなんですが、そうすると今度はなかなか庶民の声が届かない仕組みになっちゃってということでもありますので、やっぱり解決の道としては、きちんと国に必要な費用負担をお願いしていく。ヨーロッパではどの国でも、年金保険がきちんと確立されている背景には、フランスやドイツでもそうですが、トヨタ自動車でも、保険料も年金も労働者の2倍を事業主が負担をするという仕組みが定着しておるからこそ年金や医療ができるわけではありますが、日本は今、どんどん正規雇用を減らして、しかもワーキングプア

と言われる、フルタイムで働いても生活保護とあんまり変わらないような人たちがふえれば、社会保険料の国民負担というのはどんどんできなくなっていく仕組みの中で起こっておる問題でありますので、しかも私どもが、市長もそんなに、十年以上も変わらないわけでありますから御承知だと思いますが、働き出したときは非常にまだ日本全体が貧しくて、それでもきちんとみんなが社会保険に加入をしてやってこられたし、同時に、その当時も企業の内部留保というのは利益全体の5%だったそうですね。今や4分の1近くを、この国民が苦しんでいる、あるいは中小企業が苦しんでいるもとで、大企業を中心にしてため込んでおるといふ状態が、日本の経済が回っていかない、あるいは財政が回っていかない大きな原因になっておりますので、そこまで含めて、そこで考え方が一致できるかどうかは別にして、本当に国の責任で事態の打開を図るといふこと抜きには、今の経済状況を解決できない時期に来ておるといふ思いますので、そういう方向でもひとつ御検討いただきたいと思ひます。

具体的な問題の一つで、国民健康保険については、そういう方向で解決していく。それから特に所得の低い人の問題はまた別の機会にお尋ねしますが、実は私、この間に派遣切りやいろんなところにかかわってびっくりしたんですが、派遣会社、特にレベルの低い派遣会社で働いておる人たちは、ほとんど住民票を持っていないんですよ。しかも、びっくりしたのは、住民票なしで免許証が取れるんですね。事業主のうちにおるといふ証明があれば免許証が取れる。それで住民票のない人が免許証を持っておるもんで、どうやって取ったんですかと言ったら、そういう仕組みなんです。だから今、自殺が3万数千人、行方不明が10万人で、無保険の人が、外国人だけじゃなくて日本人の中にもいっぱい生まれてきております。国保や正規な市町村の住民票を持っておる人たちの低所得者の問題は、国民健康保険の制度をもっと直してきちんとということになっておりますが、もう一方で、差し当たってそういう人たちの救済も放置できない問題になっておまして、病院の未収問題を厚労省がいろいろ検討してきた中で、一つは国民健康保険の低収入の人に対する対応をきちんとするという問題と、もう一つあわせて、そういう無保険の人たちへの救済、あるいは外国人のことも含めまして、一定の地域に低額無料診療を業務とするものをつくっていく、そして公的な支援もしていくこと抜きにしては、今の事態は解決できないというふうに言っておりますので、もしそのことがこの地域で対応できるとしたら、私は海南病院以外ないと思っておりますので、このこともぜひ、そういう問題として要請していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 国保が払えないという形の中で、さまざまな問題があるわけですが、私ども弥富市といたしましては、3ヵ月、あるいは6ヵ月という形での短期証を出させていただきます、病気の場合には病院へかかっていたきたいといふことはお願いを

しているわけでございます。

先ほど海南病院における無料診断という話がございませけれども、海南病院といたしましても、愛知厚生連としてどのように対応されるかということがもちろん一番大きな問題であるわけでございますが、先ほどもありましたように、海南病院も自己負担分の未収問題という形の中で大変苦慮されているようでございます。そうした形の中で一定の無料診断、あるいは低額診療という形でした場合には、その財源的な裏づけをどこに求められるかというようなことにまたなるかなというふうにも思うわけでございます。そうした形の中で、構成市町村がこれを負担していくということになってくると、また別の問題が発生してくるわけでございます。

今、海南病院の平成20年度の収支決算が出ておりますので、皆様に御報告申し上げますけれども、収入が156億9,000万でございまして、支出の方がそれを上回る158億7,900万ということで、実績は1億8,000万以上の赤字経営になっているような状況だそうでございます。そうした形の中で、さまざまなこういった海南病院における財政的な問題も含めて、無料診断、あるいは低額診療ということについては大変難しい問題があるかというふうにも思っております。こういった問題も、全体の海南病院の運営委員会というのがありますので、そういったところの問題についても項目としては提案していきたいというふうには考えるところでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 少なくとも海南病院の場合は、お金がなくても行くと診てくださるんですね、本当のことを言うと。ただ、そんなことでは済まない話になっていますよね、実際のことを言いますと。非常にいろんな努力もされておまして、私もお産をした人が出産一時金を使っちゃって、でも月1,000円ずつでもいいからといって努力して返しておるんですが、それを預かっていったことがあります、そしたらあそこはいろんな試供品やそういうのがもらえますので、ミルクやおむつを届けてくださいといって、実際には1,000円よりもようけのものを渡したりして、そういう人たちに対応しておるんです。こんなことを一病院にさせておいてはいかんわけで、もともと国の制度でございまして、低額・無料診療所は。ぜひ国の制度の中できちんと、そうしなければ結局自殺したり、行き倒れになるという事態が今だんだん広がっておりますので、そういうものとしてやはり大きい目で見ただくというか、全国的にかなりあちこちで今準備がされておるようですので、さっき市長がおっしゃられましたが、ぜひ、そういう現場の人たちだけの苦勞に任せずに、やっぱり公的に対応を。ただ、その力があるのはどう考えたって海南病院でしかこの地域ではないと思っておりますので、ぜひ強く御検討いただくように要請して質問を終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 次に、杉浦敏議員。

10番（杉浦 敏君） 私は1点質問いたします。

予算の説明書の113ページ、消防施設費の中で海部南部消防組合負担金5億7,400万に関連をいたしまして、1点質問いたします。

私は、弥富から消防議員として選出をされておまして、先日も消防議会がございまして予算の審議などをしてまいりました。

この中で一つ質問したんですけれども、平成24年末を目指しまして、国の方針としまして、24年末までに消防の広域化を完了するという方針が出されておまして、愛知県も2007年当時で37あったんですけど、37あります消防本部を九つにまとめ上げると、広域化して、そういう枠組みが県から示されておますと。この問題、特に海部郡ですと、この海部地域の33万7,000人という人口で今五つの消防本部があるんですけれども、これを一つにまとめていくという枠組みが今示されておます。

それで、これは随分前からこの話がありますので、以前私も一度議会で質問をしたことがありまして、広域化に対する市のお考えはどうかという質問をいたしました。私、国、総務省ですけれども、いろいろメリットがあるから広域化を進めなさいと言われておます。しかし、いろんな面で逆にデメリットもあるんじゃないか、こういうお話もしたわけでありませぬ。

それで、この前の消防議会で質問いたしましたら、まず事務局の方から、33万と今言いましたけれども、関係の自治体の間で首長さんとか、あるいは部長さんたちが集まって何度か勉強会をしているという御回答がありまして、かなり話が進んでおるんですかという質問をいたしましたら、今管理者をやってみえます飛島の村長さんから、まだ話が進んでおるとかいう状態ではなくて、結局は広域化というのは各市町村がどのように判断するかと。これからそれぞれの自治体が決めていくことですよということなんで、まだ具体的には決まってないということなんですけれども、この間の経過と申しますか、これについて一度説明をしてほしいんですけれども、お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議員御質問でございます消防本部の広域化の問題でございますが、これは平成20年度から消防本部と市の総務部長クラスでことし1回あったわけでございますが、ことしを含めて9回開催をされておます。

その中で、広域化というのは、いまだ具体的な検討はされておりませぬ。ただし、通信関係でございますが、総務省が電波関係の審査基準の改正ということがございまして、これが平成28年6月からアナログ無線からデジタル無線に切りかえないかんと申すことがございませぬ。これに基づきまして、消防司令台の共同運用という形の中での検討を具体化していこう

という状況でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦敏議員。

10番（杉浦 敏君） 具体的に今お話があったんですけども、9回の勉強会がありまして、広域化の話についてはまだ進んではおらんということなんですけれども、今部長からお話がありましたように、通信指令の関係でデジタル化をしなければいけないということで、今、平成27年と申されましたので、2016年までに国としてはデジタル化を進めなさいという方針であるということなんですけれども、よく聞きますのは、デジタル化に非常に費用がかかると。単純に通信機器を変えるということだけじゃなくて、例えば消防救急無線、消防本部から無線を発信する基地局、それから消防自動車、救急車の車載無線、それから消防職員が現場で持ち歩く携帯無線、こういったものをすべてデジタル化しなきゃいけないということで、かなりの費用がかかると。よく説明されるんですけども、こういったものにたくさんの費用がかかるから広域化をしなければいけないというようなことも一時聞いたことがありますけれども、今のお話ですと、一応広域化の組織の話とは別にデジタル化の問題も解決しなきゃいけないということではありますが、そういうことでいいでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） まず消防本部の広域化につきまして、こういう勉強会が持たれたわけございまして、その中でまず消防の司令台の共同運用ということと広域化の部分は切り離して、まず最優先して消防司令台の共同運用について進めていこうということでございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦敏議員。

10番（杉浦 敏君） それで、今一番緊急の問題といいますが、この前の消防議会でも事務局からお話があったんですけども、現在使ってみえます通信指令の設備、これが大変老朽化が進んでいると。しょっちゅう修理をして使っているということで、いわゆるシステムとしてはアナログ、従来のものなんですけれども、そういう状況でありまして、今度の予算でも大規模な改修というような予算はされておられません。それで、組織の問題は別にして、ハードの面で、あれこれ議論しておる必要ももちろんあるんですけども、かなり緊急を要することではないかということで、もともとの市民の生命・財産を守っていく上でより早い対応が求められると思うんですが、その辺の状況はいかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議員の御指摘のとおり、現在の海部南部消防本部の指令台の設置年度につきましては平成4年度ということであり、耐用年数が10年を大幅に超えております。ということから、平成17年のオーバーホール等におきましても維持管理を行っておりまして、海部南部消防組合を初め三つの消防本部が使用している司令台の各メーカー、これは保守契

約と修理部品の調達ができないという旨も通知をしてきているという状況でございます。

こうした状況の中で、火災や救急業務に支障を来すことが懸念されるわけでございますが、今回、こういう勉強会におきましても、消防の広域化問題とは切り離しをしまして、海部地域における高機能の消防司令センターの共同運用は早急に実施する必要があるのではないかということでございます。

海部南部消防組合におきましても、22年度から勉強会、検討会がなされるわけでございますが、仮に共同運用ということがなくなったにせよ、海部南部消防組合単独でも取り組んでいく問題であると考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦敏議員。

10番（杉浦 敏君） いろんな選択肢があると思うんですけども、先ほど申し上げましたように本当に市民の生命・財産にかかわることですので、早急に具体化していただきますよう要望いたしまして、質問といたします。

議長（黒宮喜四美君） 他に質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本案28件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

~~~~~

日程第30 議案第38号 弥富市副市長の給与の特例に関する条例の制定について

日程第31 議案第39号 弥富市教育長の給与の特例に関する条例の制定について

議長（黒宮喜四美君） 日程第30、議案第38号及び日程第31、議案第39号、以上2件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 大変長時間になって申しわけございません。

私どもの方から二つの議案を提案させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日提案し、御審議いただきます議案は、条例議案2件でございますので、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第38号弥富市副市長の給与の特例に関する条例の制定についてと、議案第39号弥富市教育長の給与の特例に関する条例の制定については、それぞれ副市長と教育長の給料及び期末手当を減額するため条例を制定するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、詳細につきましては総務部長から説明いたし

ますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長に議案の説明を求めます。

総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第38号弥富市副市長の給与の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、弥富市副市長の給与の特例に関する条例、副市長の給料の特例としまして、第1条、副市長の給料の月額、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和36年弥富町条例第2号）第3条の規定にかかわらず、月額71万5,000円とする。

副市長の期末手当の特例としまして、第2条、副市長の期末手当の額は、特例期間において、弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第5条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附則、この条例は平成22年4月1日から施行する。

次に、2枚はねていただきまして、議案第39号弥富市教育長の給与の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

弥富市教育長の給与の特例に関する条例、教育長の給料の特例としまして、第1条、教育長の給料の月額は、平成22年4月1日から平成24年9月30日までの間（以下「特例期間」という。）において、弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和55年弥富町条例第5号）第2条第1項の規定にかかわらず、月額63万7,000円とする。

教育長の期末手当の特例としまして、第2条、教育長の期末手当の額は、特例期間において、弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第3項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附則、この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔発言する者あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑ですか。

13番（渡邊 昶君） 減額することになるんですが、予算の補正はいつやるんですか。

議長（黒宮喜四美君） それにつきましては、総務部長から答弁させます。

総務部長（伊藤敏之君） それでは、補正予算の関連でございますが、6月議会に上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 他に質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認めます。

本案2件は、お手元に配付した議案付託表のとおり総務委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午後1時58分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒宮喜四美

同 議員 中山金一

同 議員 堀岡敏喜